

# ◆ 「統一懲戒規程」 1枚提案書

## ◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「統一懲戒規程」とは、企業などの雇用組織における懲戒処分に関する規則です。日本中の雇用組織に適用する統一的規則であり、処分の種類、処分対象となる事由、裁量のあり方などを定めるもので、雇用組織における懲戒処分の公正化を図ります。

## ◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在、懲戒処分に関する規則は、会社ごとに定められている。
- 日本の法律上では、懲戒処分に関する規則は就業規則に定めなければならぬことになっているが、これを怠って懲戒処分を行っている会社がある。
- 私刑を行う経営者や管理職者、先輩がいる。
- 多くの会社で、懲戒処分の運用がでたらめになっている。
- 過剰な処分が下される場合がある。
- 上の者にひいきされて処罰されなかつたり軽い罰で済んだりする者がいる。
- 逆に、上の者との関係が原因で、差別的に重く処罰される者もいる。
- 違反行為の内容からして、解雇や降格、配置転換が相当であるにもかかわらず、人手不足を背景に、相応の処分がされない場合がある。
- 犯罪行為を行って警察に逮捕されたにもかかわらず、人手不足を理由に、何ら処分されなかつた場合もある。
- セクハラやパワハラ行為が人手不足を背景に注意だけで終わる場合がある。
- 人件費削減を目的に、不当な処分が行われる場合もある。
- えこひいきやご都合主義の裁量は、職場のモラルが低下し、職場崩壊、そして、会社の業績の悪化につながるおそれがある。
- 私刑や過剰な処分、差別的処分によって、大きな精神的苦痛、家計の損失、人生の悪化をこうむる従業員がいる。

## ◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

- 過剰な処分を防止する。
- 私刑を防止する。
- 差別的処分を防止する。
- 不処分を防止する。

## ◆◆◆ 4.構想 ◆◆◆

- 処分の種類を定める。
- 処分の対象となる事由を定める。
- 裁量のあり方の指針を定める。
- 各非違行為に対して相応の処分を定める。
- 私刑を禁止する。
- 同僚による制裁を禁止する。
- 会社独自の処分を設置することを禁止する。
- 処分をしなかつた役員と管理職者は国が処罰する。
- 役員に対する処分もこの規程が適用されることにする。
- この規程の違反者への処罰を定める。

## ◆◆◆ 5.できること ◆◆◆

- 社長の息子やコネ入社の者に対しても相応の処分が下るようになる。
- 不当な罰金や高額な減給をなくすことができる。
- えこひいきによる免罪をなくすことができる。
- 不良従業員のさばりをなくすことができる。
- 経営者や上司が、裁量権や私刑を使って、処分を私的に利用することをなくすことができる。

\*\*\* 署名のお願い \*\*\*~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしくお願ひいたします。